

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入(マーク)すること。

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問 }

法

規

〔1〕 無線設備の変更の工事の許可を受けた後、許可に係る無線設備を運用するためにはどうしなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1. 当該工事の結果が許可の内容に適合している旨を届け出なければならない。
2. あらかじめ運用開始の予定期日を届け出なければならない。
3. 総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、当該工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければならない。
4. 工事が完了した後、運用したい旨連絡しなければならない。

〔2〕 次の記述は、電波法に規定する「無線局」の定義である。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線局とは、無線設備及び□の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。」

1. 無線設備の所有者
2. 無線通信を行う者
3. 無線局を運用する者
4. 無線設備の操作を行う者

〔3〕 次の記述は、電波の質に関する電波法の規定である。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「送信設備に使用する電波の□及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。」

1. 総合周波数特性
2. 型式
3. 変調度
4. 周波数の偏差

〔4〕 無線従事者は、無線通信の業務に従事しているときは、免許証をどのようにしていなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1. 携帯する。
2. 無線局に備え付ける。
3. 通信室内に保管する。
4. 通信室内の見やすい箇所に掲げる。

〔5〕 無線従事者が免許証の訂正を受けなければならないのは、次のどれか。

1. 他の無線従事者の資格を取得したとき。
2. 氏名に変更を生じたとき。
3. 本籍地に変更を生じたとき。
4. 現住所に変更を生じたとき。

〔6〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の空中線電力50ワット以下の無線設備(レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。)の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる電波の周波数の範囲は、次のどれか。

1. 1,606.5キロヘルツから4,000キロヘルツまで
2. 4,000キロヘルツを超え25,010キロヘルツまで
3. 25,010キロヘルツから960メガヘルツまで
4. 960メガヘルツを超え1,215メガヘルツまで

第三級陸上特殊無線技士試験問題

法

規

〔 7 〕 次の記述は、電波法に規定する「なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合」について記述したものである。□ 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線設備の機器の □ 又は調整を行うために運用するとき。」

- 1 . 開発
- 2 . 試験
- 3 . 調査
- 4 . 研究

〔 8 〕 総務大臣は、電波法の施行を確保するため特に必要がある場合において、無線局に電波の発射を命じて行う検査では、何を検査するか、正しいものを次のうちから選べ。

- 1 . 無線従事者の無線設備の操作の技能
- 2 . 発射する電波の質又は空中線電力
- 3 . 電波の伝搬状況
- 4 . 他の無線局に与える混信の程度

〔 9 〕 免許人又は登録人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、電波法の規定により、総務大臣が当該無線局に対して行うことがある処分を次のうちから選べ。

- 1 . 3 箇月以内の期間を定めた運用の停止
- 2 . 6 箇月以内の期間を定めた電波の型式の制限
- 3 . 3 箇月以内の期間を定めた通信の相手方又は通信事項の制限
- 4 . 再免許の拒否

〔 10 〕 無線従事者が電波法の規定に違反したときは、総務大臣から受けることがある処分は、次のどれか。

- 1 . 無線設備の操作範囲の制限
- 2 . 1 年間の無線局の運用停止
- 3 . 6 箇月間の業務の従事停止
- 4 . 3 箇月以内の業務の従事停止

〔 11 〕 基地局の免許状は、掲示を困難とする場合を除き、次のどの箇所に掲げておかなければならないか。

- 1 . 無線局のある事務所の見やすい箇所
- 2 . 通信室内の見やすい箇所
- 3 . 受信装置のある場所の見やすい箇所
- 4 . 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所

〔 12 〕 無線局の免許人又は登録人は、主任無線従事者を選任又は解任したときは、電波法の規定によりどの手続をとらなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

- 1 . 遅滞なくその旨を届け出る。
- 2 . 2 週間以内にその旨を届け出る。
- 3 . 1 箇月以内にその旨を報告する。
- 4 . 3 箇月以内にその旨を報告する。